

**田辺市避難行動要支援者避難支援プラン  
(全体計画)**

**平成30年5月**

**田 辺 市**



# **田辺市避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)**

# 目 次

I	総則	1
1	本計画を策定するにあたって	1
2	計画の目的	1
3	計画の位置付け	1
4	計画における要支援者の範囲	3
5	対象地域及び対象災害	3
6	計画の検証及び見直し	3
II	要支援者に対する支援体制の構築	4
1	支援体制の構築	4
2	支援組織について	4
(1)	市の役割	5
(2)	民生委員・児童委員の役割	5
(3)	自主防災組織及び自治会等の役割	5
(4)	専門支援機関の役割	5
(5)	保健所・県福祉事務所の役割	6
(6)	要支援者の役割	6
3	市における避難支援体制	6
(1)	平常時の取組	6
(2)	災害発生時の取組	7
III	避難行動要支援者名簿（個別計画）の作成	8
1	避難行動要支援者名簿作成の基本方針	8
(1)	基本方針	8
(2)	避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲	8
2	要支援者把握のための情報収集	8
(1)	避難行動要支援者名簿対象者の全体把握	8
(2)	避難行動要支援者名簿への登録に係る手続き	9
(3)	要支援者の把握調査の実施	10
3	避難行動要支援者名簿に記載する事項	10
4	避難行動要支援者名簿の活用及び更新等	11
(1)	避難行動要支援者名簿の活用	11

(2) 自主防災組織等に対する支援	11
(3) 避難行動要支援者名簿の更新	11
(4) 避難行動要支援者名簿の管理方法	11
(5) 要支援者施設における避難支援等	11
IV 情報伝達体制の整備	12
1 避難勧告等の発令	12
2 情報伝達	13
(1) 要支援者を含めた地域住民への情報伝達	13
(2) 情報伝達手段の整備	14
V 安否確認及び避難誘導體制の整備	15
1 安否確認の体制づくり	15
(1) 要支援者の安否情報収集窓口の設置	15
(2) 避難行動要支援者名簿を活用した安否確認	15
2 避難支援について	15
(1) 避難支援等関係者による安否確認及び避難支援	15
3 避難経路	16
VI 避難所における支援	17
1 避難所	17
(1) 避難所の開設等	17
(2) 要支援者の相談対応	17
(3) 支援体制等の整備	17
2 福祉避難所	22
(1) 福祉避難所の指定	22
(2) 福祉避難所の対象者	22
(3) 福祉避難所の周知	22
VII 平時における地域の取組	24
(1) 日常活動	24
(2) 避難訓練	24
(3) 要支援者への啓発活動	24



# I 総則

## 1 本計画を策定するにあたって

近年、東日本大震災をはじめ、地震、台風による風水害など全国各地で大規模災害が発生している。これらの災害発生時において、被害を受けやすい条件にある「要配慮者」に対する支援や、その中でも特に自力での避難が難しく、支援がなければ迅速な避難が困難な、いわゆる「避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）」への支援体制の構築が大きな課題となっている。

本市においても、台風や集中豪雨による風水害や土砂災害が発生しやすい地理的・地形的条件に加え、大規模な地震発生帯である南海トラフに隣接していることから、こうした対策を講じることは重要かつ不可欠なものとなっている。

こうしたなか、本市では、市と民生委員・児童委員及び名簿を必要とする地域の自主防災組織等が情報を共有し、災害時の支援に役立てることを目的として、平成21年3月から「田辺市災害時要援護者名簿」を作成し、希望する自主防災組織等への交付を開始している。平成26年の災害対策基本法改定後においても、名称を「田辺市避難行動要支援者名簿」に変更し、随時更新に努めている。

この「田辺市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「計画」という。）は、こうしたこれまでの取組を活かし、要支援者への支援をより適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び市の「田辺市地域防災計画」等を踏まえ、要支援者の総合的な避難支援対策を講ずるための指針として、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものである。

## 2 計画の目的

本計画は、本市における要支援者の避難支援対策について、自らの身は自分で守る「自助」、地域（近隣）住民による支援である「共助」を基本とし、行政による支援である「公助」をあわせ、要支援者の特性に応じた十分な配慮を行い、情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制の強化を図ることを目的とする。

## 3 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「田辺市地域防災計画」に基づき、要支援者の避難支援について具体化したものである。また、関連計画として、「第3次田辺市地域福祉計画」や「田辺市災害時保

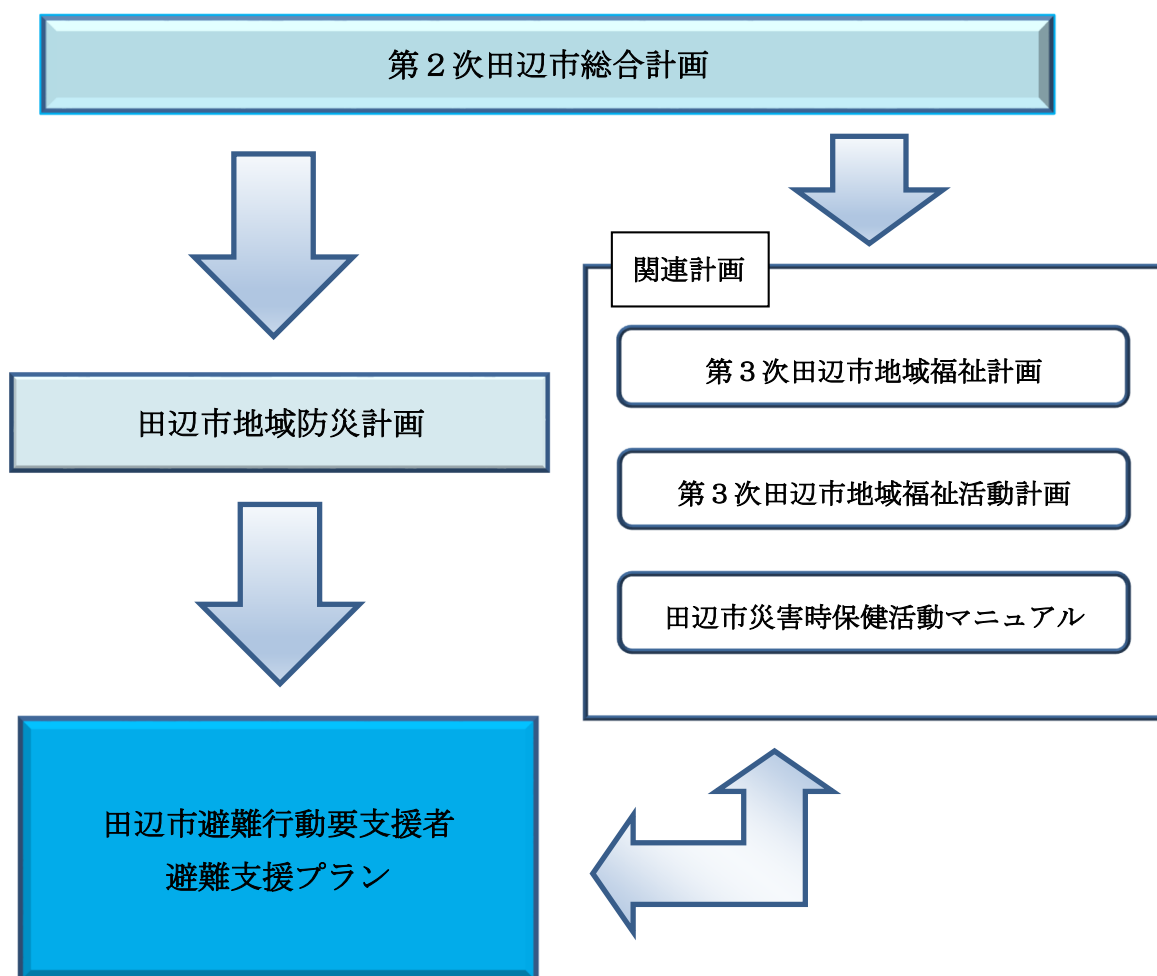
健活動マニュアル」、田辺市社会福祉協議会が策定している「第3次田辺市地域福祉活動計画」などが挙げられる。

「田辺市地域防災計画」では、「災害予防計画」における「災害に強い人づくり」の「要配慮者対策」において、高齢者・障害者・乳幼児等、災害時に自らが適切な行動がとり難く、被害を受けやすい条件にある「要配慮者」に対して、地域ぐるみの支援体制づくりを推進することとしている。

また、「第3次田辺市地域福祉計画」では、6つの基本方策の1つに「地域を基盤とした防災活動の推進」が掲げられており、福祉避難所の指定や避難行動要支援者名簿の更新など、災害時に支援を必要とする方に対して適切な支援がなされるような体制づくりの推進に取り組むことと定められている。

本計画において定める要支援者に対する支援策の充実については、各計画における要支援者支援に関する施策や、関係機関・地域での具体的な取組等と連携しつつ、実現を図っていくものとする。

#### ◆【田辺市避難行動要支援者避難支援プラン】の位置付け◆





## 4 計画における要支援者の範囲

災害対策基本法において、要支援者とは、防災対策上特に配慮が必要とされる高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人などの「要配慮者」のうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」とされている。本計画では、要支援者の対象範囲を次のとおりとする。

高齢者	65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者のみの世帯に属し、要支援又は要介護認定されている者	
障害者	障害者単身世帯、障害者のみの世帯、障害者と12歳未満の者のみの世帯、障害者と65歳以上の高齢者のみの世帯に属し、下記の障害種別に該当する手帳を所持している者	
	肢体不自由	身体障害者手帳1級、2級、3級
	聴覚障害	身体障害者手帳1級、2級
	視覚障害	身体障害者手帳1級、2級
	知的障害	療育手帳A1、A2
	精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級、2級
難病患者等	特定疾患医療受給者証を所持している者（小児慢性特定疾患医療受給者を含む）の単身世帯、特定疾患者のみの世帯、特定疾患者と12歳未満の者のみの世帯、特定疾患者と65歳以上の高齢者のみの世帯に属している者	
その他	上記以外で市長が必要と認める者	

## 5 対象地域及び対象災害

本計画は、大雨、洪水、台風などの風水害や、地震発生時等における要支援者の避難支援体制の整備を対象とする。

## 6 計画の検証及び見直し

本計画は、常に地域の実情に沿ったものとするため、適宜計画の内容についての検証を行い、社会情勢の変化や法制度の動向を踏まえながら、必要に応じて改定を行う。

## Ⅱ 要支援者に対する支援体制の構築

### 1 支援体制の構築

関連計画である「第3次田辺市地域福祉計画」策定にあたり、要支援者を対象に実施したアンケート調査では、誰に避難の手助けを希望するかという問いに対し、要支援者の65.8%が「近所の人」と回答しており、「家族」の64.9%を上回る結果となっていることから、要支援者にとって近隣住民や自治会・町内会や自主防災組織等の役割は大きなものであると認識されていると言える。

そのため、要支援者の避難支援活動を推進するにあたっては、普段の声掛けや見守り活動など、日頃から地域住民同士が交流を深め、つながりを持つことが、災害発生時における支援体制の構築に直結すると言える。行政においても、住民同士がそれぞれの課題を共有し、地域の結束を高めることができる働きかけを実施することが求められている。

また、災害発生時に避難誘導等の要支援者支援に携わる自主防災組織等の支援者に対して、平常時の広報活動や防災学習会等を通じ、地域（近隣）で助け合う共助の取組の重要性を常に啓発し、地域における要支援者の支援体制の強化を促す必要がある。

同時に、要支援者に対しても、災害時の支援は避難支援等関係者の任意の協力により行われるものであることや、避難支援等関係者の不在や被災などによって支援が困難となる場合もあるため、要支援者自身の災害への備えが必要不可欠であることについて十分に周知・啓発するものとする。

### 2 支援組織について

災害発生時に要支援者の避難支援を行うにあたっては、隣近所の住民をはじめ、自主防災組織等を中心とした地域の支え合いが基本となる。

また、地域福祉の担い手であり、日常的に声掛けや安否確認等の見守り活動など、地域に根差した活動をしている民生委員・児童委員の協力や、デイサービス事業など、要支援者の日常生活を支える福祉サービスを提供する施設や事業者との連携を図ることも必要となる。

要支援者の避難支援は、これらの活動者をはじめとする地域（近隣）住民による共助、更には要支援者本人の自助が重要となることから、行政を含め、それぞれの役割分担を明確にする必要がある。本計画における要支援者の状況把握や避難支援に関する各団体等の役割としては、次のとおりとする。

## (1) 市の役割

- ① 災害発生時における要配慮者支援班の設置
- ② 在宅の要支援者の全体把握及び避難行動要支援者名簿掲載の働きかけ
- ③ 避難行動要支援者名簿の作成、管理及び避難支援等関係者への提供
- ④ 避難勧告等の発令、伝達
- ⑤ 避難勧告等の情報伝達手段の整備
- ⑥ 要支援者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所（福祉避難所）の指定及び運営
- ⑦ 自主防災組織の結成促進及び育成
- ⑧ 要支援者の避難支援方法の普及啓発及び防災訓練の実施

## (2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、日頃の見守り活動を通じ以下の役割を担う。

- ① 市からの依頼による要支援者の全体把握及び避難行動要支援者名簿掲載のための調査協力
- ② 避難行動要支援者名簿掲載の働きかけ
- ③ 避難行動要支援者名簿における修正内容の市への提供
- ④ 避難行動要支援者名簿の管理
- ⑤ 要支援者に対する避難支援及び安否確認

## (3) 自主防災組織及び自治会等の役割

自主防災組織及び自治会等は、日頃の地域活動を通じて以下の役割を担う。

- ① 避難行動要支援者名簿掲載の働きかけ
- ② 避難行動要支援者名簿における修正内容の市への提供
- ③ 要支援者への避難勧告等の伝達
- ④ 要支援者に対する避難支援及び安否確認
- ⑤ 防災訓練や防災学習会の実施
- ⑥ 要支援者の見守り活動や地域のコミュニケーションづくり

## (4) 専門支援機関の役割

社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行う専門支援機関は、以下の役割を担う。

- ① 避難行動要支援者名簿掲載の働きかけ
- ② 要支援者への避難支援と安否確認

- ③ 要支援者の避難受入れ

#### (5) 田辺保健所・県福祉事務所の役割

- ① 避難行動要支援者名簿掲載の働きかけ
- ② 避難行動要支援者名簿の作成に関する市への助言及び情報の提供
- ③ 専門支援機関及び地域支援機関が行う避難支援への協力

#### (6) 要支援者の役割

- ① 避難行動要支援者名簿の作成に対する協力
- ② 日頃の地域活動を通じたコミュニケーションづくり
- ③ 防災訓練や防災学習会への参加による防災意識の向上
- ④ 家具の転倒防止や非常持ち出し袋の整備等による災害への備え

### 3 市における避難支援体制

市は、要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、平常時においては、避難行動要支援者名簿を作成するなど、要支援者の全体把握や個別支援等に取り組むことで、災害時における避難支援体制の構築に努めるものとする。災害発生時においては、これら平常時における取組を活かした避難支援、安否確認等に努めるものとする。

#### (1) 平常時の取組

福祉課、やすらぎ対策課、障害福祉室、健康増進課及び防災まちづくり課で、以下の事務を行う。

所掌事務	担当課
1 「避難行動要支援者避難支援プラン」の作成	福祉課
2 避難行動要支援者名簿の作成	福祉課・やすらぎ対策課・障害福祉室・健康増進課
3 要支援者の全体把握	福祉課
4 高齢者（一人暮らし、寝たきり、認知症など）の支援	やすらぎ対策課
5 身体障害者、知的障害者、精神障害者の支援	障害福祉室
6 難病患者の支援	健康増進課
7 避難勧告等の情報伝達体制の整備	福祉課・やすらぎ対策課・障害福祉室・健康増進課・防災まちづくり課
8 要支援者の避難支援方法等の普及・啓発	福祉課・やすらぎ対策課・障

	害福祉室・健康増進課・防災まちづくり課
9 避難支援訓練の実施	防災まちづくり課
10 福祉避難所の指定	福祉課・やすらぎ対策課・障害福祉室・健康増進課
11 自主防災組織との連携	防災まちづくり課
12 社会福祉協議会、民生委員・児童委員関係との連携	福祉課

(2) 災害発生時の取組

福祉課、やすらぎ対策課、障害福祉室及び健康増進課で、以下の事務を行う。

所掌事務	担当課
1 避難支援等関係者に対する避難勧告等の伝達	福祉課・やすらぎ対策課・障害福祉室
2 高齢者（一人暮らし、寝たきり、認知症など）の避難支援	やすらぎ対策課
3 身体障害者、知的障害者、精神障害者の避難支援	障害福祉室
4 難病患者の避難支援	健康増進課
5 要支援者の安否情報の収集	福祉課・やすらぎ対策課・障害福祉室・健康増進課
6 指定緊急避難場所及び指定避難所との連携・情報共有など	福祉課・やすらぎ対策課
7 社会福祉協議会、民生委員・児童委員等関係機関との連携	福祉課

## Ⅲ 避難行動要支援者名簿（個別計画）の作成

### 1 避難行動要支援者名簿作成の基本方針

#### (1) 基本方針

災害対策基本法の改正により、市町村は、災害発生時等において、要支援者の避難支援や安否確認、生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿の作成が義務付けられている。

本市では、平成 21 年 3 月より、民生委員・児童委員の協力を得て、災害発生時における要支援者の避難支援・安否確認に役立てるための「田辺市災害時要援護者名簿」を作成し、適宜更新に努めている。法改正後においても、これまでの作成方法を踏襲し、引き続き民生委員・児童委員をはじめとする関係団体の協力を得ながら、日頃の支援活動を通じて避難支援者が必要な情報を事前に把握し、災害発生時における要支援者の避難支援や安否確認に活用し、地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備を図ることを目的とした「田辺市避難行動要支援者名簿」を作成するものとする。

また、要支援者に対して、災害発生時における支援の避難、安否の確認その他の要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、「田辺市避難行動要支援者名簿」を一人ひとりの支援に必要な情報を記載した個別計画と位置付ける。

作成した名簿は、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関など、避難支援等関係者への提供を行うとともに、適切な管理を行う。

#### (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲

本市における避難行動要支援者名簿に掲載する要支援者の範囲については、第 1 章第 4 節「計画における要支援者の範囲」に定める者のうち、生活基盤が田辺市内の自宅にある者とする。

### 2 要支援者把握のための情報収集

#### (1) 避難行動要支援者名簿対象者の全体把握

避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、名簿の掲載条件に該当する要支援者について、氏名、住所、同居人の有無といった基本情報のほか、身体状況等、自力での避難が困難である要因について把握する必要がある。

本市における避難行動要支援者名簿の掲載条件に該当する要支援者を把握するための情報収集手段として、「田辺市個人情報保護条例」第 8 条第 2 項の規定に基づき、市各部局の持つ次の

情報の活用を行うことにより収集するものとする。

- ① 住民基本台帳
- ② 要支援・要介護者認定情報システム
- ③ 障害者システム
- ④ その他

また、市で把握していない特定疾患者・小児慢性特定疾患医療受給者に関する情報は、田辺保健所より収集するものとするほか、上記では把握が困難な場合については、障害者関係団体等福祉関係者や関係機関と連絡をとり、情報収集を行うものとする。

## (2) 避難行動要支援者名簿への登録に係る手続き

避難行動要支援者名簿への登録にあたっては、要支援者の事前同意が必要であることから、市から直接要支援者本人に働きかけることによって必要な情報を収集する「同意方式」※により実施する。前述の情報収集を基に、避難行動要支援者名簿掲載の対象となる方に対して、市から「田辺市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書」（以下「申請書兼同意書」という。）を発送し、名簿の趣旨及び名簿情報の提供目的を説明することにより、避難行動要支援者名簿への掲載について本人の意思確認を行う。登録希望者は、「申請書兼同意書」で市に名簿掲載の申込を行うものとする。なお、認知症や障害等により、本人の意思確認が困難な場合は、親権者や法定代理人等からの同意をもって本人の同意とする。

この場合において、登録希望者のうち平常時から名簿を提供することに同意を得られた要支援者については、災害時の支援のほか、平常時の見守り活動等にも使用するため、避難行動要支援者名簿を地域の避難支援等関係団体に提供するものとする。

### 「同意方式」

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要支援者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

本市では、対象者に避難行動要支援者名簿についての説明と登録案内の文書を郵送にて送付することによる働きかけを行っているほか、個別訪問調査の際にも、改めて制度の説明及び本人の意思確認を行っている。

### (3) 要支援者の把握調査の実施

避難行動要支援者名簿の登録に係る手続きにおいて、「申請書兼同意書」の提出があった者又はその家族等に対しては、要支援者についてのより詳細な情報の把握を図るため、訪問調査を行う。訪問調査には、地域における見守り活動や実情把握の一環という側面もあることから、地域に密着した活動を行う民生委員・児童委員の協力を得て実施する。訪問調査の際には、改めて要支援者又はその家族等に対して避難行動要支援者名簿の趣旨等を説明し、本人の意思に反して掲載されることのないよう留意する。

## 3 避難行動要支援者名簿に記載する事項

避難行動要支援者名簿には、以下の情報を収集して記載する。

なお、名簿作成後、本人等から変更の申請があった場合は、速やかに更新を行うほか、民生委員・児童委員、自主防災組織及び避難支援等関係者の協力を得て、定期的に情報の更新に努めるものとする。

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ 性別
- ④ 生年月日（年齢）
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 要援護の区分
- ⑦ 家族の状況・同居者
- ⑧ 緊急時の連絡先
- ⑨ 所属の自治会等（自治会・町内会・常会・区会）
- ⑩ 居住建物の構造
- ⑪ 普段いる部屋
- ⑫ 寝室の位置
- ⑬ 最寄りの指定緊急避難場所
- ⑭ 普段サービスを受けている事業所、医療機関等の名称、所在地、電話番号
- ⑮ その他特記事項



## 4

## 避難行動要支援者名簿の活用及び更新等

### (1) 避難行動要支援者名簿の活用

市は、避難支援等関係者に対して、作成した避難行動要支援者名簿を提供する。日々変化する要支援者の状況を把握するため、更新を行うごとに名簿の提供を行うものとする。

名簿の提供を受けた自治会等の各種支援団体は、避難行動要支援者名簿を活用し、地域の実情に応じた避難支援体制の確立に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者名簿の活用方法を例示すると以下のとおりである。

○ 平常時

日頃の見守り活動、連絡網の整備、避難支援者の選定、避難経路の選定、防災訓練 等

○ 災害時

情報伝達、避難誘導、安否確認 等

### (2) 自主防災組織等に対する支援

市は、避難支援等関係者に対し、地域における要支援者の避難支援体制の構築についての助言や資料の提供等の必要な支援を行うものとする。

### (3) 避難行動要支援者名簿の更新

要支援者の状況は、常に変化するものであることから、要支援者の現状を把握するための調査を定期的実施することで、死亡や転入、転出などに伴う名簿対象者の追加・削除、住所の変更や自力避難の可否といった掲載者情報の変更などの把握に努め、名簿情報の更新を定期的に行い、最新の状態を保つものとする。

### (4) 避難行動要支援者名簿の管理方法

避難行動要支援者名簿は、市担当課（福祉課、防災まちづくり課及び健康増進課）、避難支援等関係者において、田辺市個人情報保護条例に基づき、厳重に管理し、保管するものとする。また、避難行動要支援者名簿の原本は市が管理し、副本は各種支援団体が管理するものとする。

### (5) 要支援者施設における避難支援等

特別養護老人ホームや介護老人福祉施設などの要支援者施設へ入所している者や、医療機関へ長期にわたり入院している要支援者については、生活基盤が自宅がなく、発災時に地域における支援の対象外となることから、原則として施設又は病院において必要な避難支援を行われるものとする。

なお、要支援者施設への情報伝達方法等については、「田辺市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において別途定めるものとする。

## IV 情報伝達体制の整備

### 1 避難勧告等の発令

市は、要支援者及び避難支援者が避難に関する行動を開始するための情報として、「田辺市地域防災計画」及び「田辺市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、必要に応じて避難勧告等を発令する。

特に、台風や豪雨により、災害の発生が予想される場合には、要支援者の安全な避難を確保するため、また、要支援者以外であっても、避難勧告等に先立って事前に避難準備を進められるよう「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、早期の避難を呼びかけるものとする。

◆「避難準備・高齢者等避難開始」発令時において開設される拠点施設◆

地域	施設名称	地域	施設名称
田辺	上芳養農村環境改善センター	龍神	龍神中学校
	中芳養小学校		龍神行政局
	芳養公民館		龍神市民センター
	西部センター		咲楽小学校
	田辺第一小学校（中部公民館）	中辺路	中辺路コミュニティセンター
	ひがしコミュニティセンター		旧二川小学校
	東陽中学校（東部公民館）		近野小学校
	新庄公民館	大塔	大塔総合文化会館
	秋津川公民館		三川生活改善センター
	上秋津農村環境改善センター		富里生活改善センター
	秋津多目的研修センター	本宮	三里地区地域防災拠点施設
	稲成小学校		本宮中学校
	旧伏菟野小学校		下湯川集会所
	東原多目的集会所		旧皆地小学校
	万呂コミュニティセンター		旧静川小学校
	三栖コミュニティセンター		小津荷集会所

【発令時の状況と市民に求める行動】

区分	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> <li>・台風等が紀伊半島に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始</li> <li>・上記以外の者は、避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的な避難を開始することが望ましい。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</li> <li>・避難を行うことがかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な建物等）への避難や、「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所への移動）を行う。</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。</li> </ul>

## 2 情報伝達

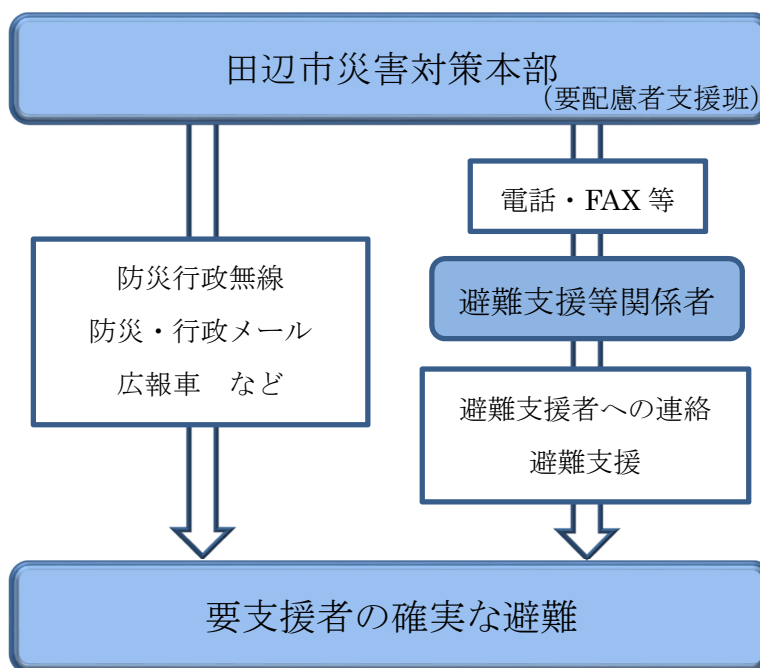
### (1) 要支援者を含めた地域住民への情報伝達

大規模災害の発生時や、発生が予測される場合においては、避難勧告等の発令や開設されている避難所などの迅速かつ正確な情報伝達が求められる。

市は、要支援者をはじめとする対象地域の住民に対して、防災行政無線のほか、広報車、防災・行政メール等の様々な手段を活用して、避難勧告等の防災情報伝達を確実かつ

迅速に行うものとする。また、自主防災組織等に対しても、要支援者及びその避難支援者への防災情報を確実に伝達するため、電話又はFAX等により、情報を伝達するものとする。

【要支援者に対する避難勧告等の伝達経路】



(2) 情報伝達手段の整備

要支援者は、情報の受信方法にハンディキャップを負うため、災害発生時には、それぞれの状況に応じた情報伝達方法の確立が求められる。市は、障害者等の日常生活用具給付事業の情報・意志疎通支援用具の給付などを通じて、情報入手が困難な要支援者の特性に応じた情報伝達手段の整備を進めるものとする。また、要支援者に対し、多様な情報入手手段の周知に努める。

【要支援者の特性を踏まえた情報機器等の活用例】

視覚障害者：テレビ、ラジオ、受信メールを読み上げる携帯電話

聴覚障害者：テレビ（文字、手話放送）、メール、FAX

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

その他：SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

## V 安否確認及び避難誘導體制の整備

### 1 安否確認の体制づくり

#### (1) 要支援者の安否情報収集窓口の設置

要支援者の安否確認は、主に指定緊急避難場所及び指定避難所において実施されるが、それだけでは安否確認が十分なものとは言えない。そのため、市は、災害対策本部における要配慮者支援班の中に、要支援者の安否情報を収集する窓口を設置して、要支援者の安否確認や避難情報を収集するものとする。

#### (2) 避難行動要支援者名簿を活用した安否確認

安否未確認の要支援者がいる場合、避難行動要支援者名簿を活用し、要支援者の安否確認を実施するものとする。安否確認を行ったが、応答がない場合には、近くの指定緊急避難場所及び指定避難所に安否情報を確認するなどして状況を把握し、救助が必要な場合は、指定緊急避難場所及び指定避難所への移送等の支援を行うものとする。

### 2 避難支援について

風水害や津波の災害が発生するおそれがあるため、避難勧告等が発令された場合は、市と自主防災組織等が連携し、要支援者の避難支援を行う。避難支援は、避難支援等関係者が中心となり行うものとする。

#### (1) 避難支援等関係者による安否確認及び避難支援

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、災害の状況等に応じて、可能な範囲で要支援者の安否確認及び避難支援活動を行うものとする。また、避難支援等関係者は、安否確認・避難支援活動を行う中で、要支援者を避難先へ移送した場合や、要支援者の親族や知人宅等への避難情報を入手した場合には、指定緊急避難場所及び指定避難所又は市災害対策本部の安否情報収集窓口へ報告するものとする。

### 3

## 避難経路

災害発生時において、要支援者及び避難支援等関係者が行う避難経路の選定にあたっては、土砂災害、洪水初期の浸水、津波等が予想される危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

また、要支援者自身も、避難支援等関係者とともに、自宅から指定緊急避難場所及び指定避難所までの経路をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

## VI 避難所における支援

### 1 指定避難所

#### (1) 指定避難所の開設等

市は「田辺市地域防災計画」における開設基準に基づき、指定避難所の開設を行う。指定避難所は、要支援者の特性に応じて、トイレの整備、通路の段差解消、スロープ設置などのバリアフリー化を速やかに行うとともに、必要に応じ間仕切りや冷暖房機器等の設置を行うものとする。これら要支援者に配慮した指定避難所の整備は、平時から可能な限り取り進めておくことが望ましい。また、指定避難所での情報提供にあたっては、要支援者の特性に配慮した手法を用いるものとする。

これらの環境整備に必要な資機材等については、備蓄（流通備蓄含む）で対応するとともに、そのための関係業界との協定の締結や協力商店の登録制度などの整備をあらかじめ行っておくものとする。

#### (2) 要支援者の相談対応

指定避難所では、相談対応を通じて要支援者からの要望を把握し、災害対策本部と連携し、情報伝達や支援物資の提供等を行う。

なお、相談を受け付けるにあたっては、それぞれの指定避難所において、プライバシーを確保した相談窓口を設置するなど、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

#### (3) 支援体制等の整備

指定避難所においては、要支援者をはじめとする被災者の健康管理を行う必要があるため、発災後は、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群等）の予防、こころのケア等を順次実施するとともに、要支援者の状況に応じて、指定避難所から福祉避難所への移動及び福祉施設への緊急入所、入院の手続きを行うものとする。

## 【避難行動時の特徴と避難生活で配慮すべき事項】

災害時の避難行動には、下記に記載した対象ごとに避難時の特徴があることを認識し、避難行動時や避難所生活での留意点を踏まえた支援を行う。また、指定避難所での生活が長引けば心身の機能低下のリスクが高まることから、早期に安全で生活に適した場所へ移動できるよう勧めるものとする。

対象者	避難時の問題	避難行動時の留意点	指定避難所での留意点
単身者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急判断ができない場合がある。</li> <li>②避難生活用の物資の搬出が困難である。</li> <li>③遠距離への避難が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①早急に安否確認を行い、情報を伝達し、避難誘導を行う。</li> <li>②必要物資が確保できているかを確認する。</li> <li>③自力で移動できる範囲に適切な避難場所が確保できない場合は、移動手段の確保を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①機能低下をきたさないよう、転倒の危険やトイレ移動などに過度の負担のない範囲で、自立を妨げない居住スペースを確保する。</li> <li>②本人の周囲に避難している人の中で、いざという時に手助けしてくれる人がいることを確認する。</li> <li>③相談窓口の場所について周知する。</li> <li>④家族と連絡がとれていることを確認する。</li> <li>⑤救援物資や食料のため込みで、衛生面に問題をきたさないよう配慮する。</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自宅からの避難が困難である。</li> <li>②介護用品の持ち出し、その後の確保が必要である。</li> <li>③介護サービス等の支援が停止するので、誰かが24時間付き添わざるを得ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①安否確認時に、安全な場所にいるかを確認する。</li> <li>②必要物資が確保できているかを確認する。</li> <li>③付添が確保されているかを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①布団、ベッド、車いす、ポータブルトイレなどの必要物品を確保する。</li> <li>②本人のプライバシー保護に留意する。</li> <li>③本人の状態に適した食事や介護用品を提供する。</li> <li>④介護者が休めるスペースや、介護者が家族や自宅の用事をする間介護を交替してくれる援助者を確保する。</li> <li>⑤機能低下防止のため、在宅通所サービス再開後は積極的にサービス利用を促す。</li> </ul>
認知症者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難の必要性が理解できない。</li> <li>②避難先での環境変化に対応できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①安否確認時に、安全な場所にいるかを確認する。</li> <li>②なるべく本人の慣れた場所で、家族と一緒にいられるよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①不穏症状が現れても、周囲への迷惑や家族のストレスが最小限になるように、対応方法を準備する。</li> <li>②こころのケアの実施や精神科の診察が受けられるよう調整する。</li> <li>③グループホーム等からの集団避難には、同じ施設の関係者だけで生活できる居室を提供する。</li> </ul>



対象者	避難時の問題	避難行動時の留意点	指定避難所での留意点
肢体不自由（児）者	<p>①危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動ができない、又は困難である。</p> <p>②危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難である。</p>	<p>①車いす等の移動用具を使用した誘導が必要である。</p> <p>②移動用具が確保できない際には、毛布等で作った応急担架等での避難を行う。</p> <p>③バリアフリー化など移動への配慮が必要である。</p>	<p>①車いす等の移動用具に必要なスペースを確保する。</p> <p>②出入口やトイレに近い場所を確保し、移動が少なくなるように配慮する。</p> <p>③体温調節が困難な方もいるため、毛布等を優先的に支給するよう配慮する。</p>
内部障害（児）者・難病（児）者	<p>①危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動ができない、又は困難である。</p> <p>②危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難である。</p>	<p>①車いす等の移動用具を使用した誘導が必要である。</p> <p>②移動用具が確保できない際には、毛布等で作った応急担架等での避難を行う。</p> <p>③バリアフリー化など移動への配慮が必要である。</p> <p>④常時使用している福祉・医療用具等の携帯が必要である。</p> <p>⑤必要に応じ、災害を免れた医療機関等への搬送を行う。</p>	<p>①特殊な薬剤や、食事制限等の情報確認が必要となる。</p> <p>②医薬品や衛生材料の確保や、ケア可能なスペースが必要である。</p> <p>④医療機関等の協力により、継続的な治療や、必要に応じた移送が必要である。</p>
視覚障害（児）者	<p>①危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動ができない、又は困難である。</p> <p>②危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難である。</p>	<p>①災害時には認知地図が使用不能となる場合がある。</p> <p>②白杖使用の方には、支援者の肘をつかんでもらい、ゆっくりの歩行速度で誘導する。</p> <p>③盲導犬を伴っている方には、盲導犬を触ったり引いたりせず、方向の説明を行う。</p>	<p>①出入口（人の出入りが少ない方の出入口）やトイレに近い場所を確保し、移動が少なくなるよう配慮する。</p> <p>②携帯ラジオ等を配布し、音声情報が確保できるよう配慮する。</p> <p>③ガイドヘルパー等の援助者を確保し、情報や救援物資、白杖等の日常生活用具の入手ができるよう配慮する。</p>

対象者	避難時の問題	避難行動時の留意点	指定避難所での留意点
聴覚障害 (児)者	①危険を知らせる情報を 受け取ることができな い、又は困難である。	①手話・筆談・身振り等で状 況説明を行うことでの誘導が 必要である。	①広報掲示板、見えるラジオ、テレビの 文字放送等、手話や文字での情報が確保 できるよう配慮する。 ②手話通訳者等の援助者を確保し、情報 や救援物資、補聴器等の日常生活用具が 入手できるよう配慮する。 ③手話通訳者等を必要とする方をできる だけ近くにまとめ、情報が行き渡るよう 配慮する。
精神障害 (児)者	①危険が差し迫った場 合、それを察知しても適 切な行動ができない、又 は困難である。 ②危険を知らせる情報を 受け取っても、それに対し て適切な行動をとること ができない、又は困難であ る。	①簡潔に状況を説明するなど、 本人を安心させる。 ②避難の際は、必ず誰かの付き 添いが必要である。 ③優しい言葉を掛け、災害の不 安から大声や異常行動をして も叱らない。	①服薬の継続や相談ができるよう、医療機 関との連絡体制を確保する。 ②病気のため、集団生活になじめないこと への配慮及び支援が必要である。
知的障害 (児)者	①危険が差し迫った場 合、それを察知しても適 切な行動ができない、又 は困難である。 ②危険を知らせる情報を 受け取っても、それに対し て適切な行動をとること ができない、又は困難であ る。	①避難の際は、必ず誰かの付き 添いが必要である。 ②優しい言葉を掛け、災害の不 安から大声や行動をしても叱 らない。 ③家族等支援者の付き添いで 不安が軽減される。	①環境変化の理解が伴わず、不安や混乱が あるため、家族等支援者と一緒にいられる 個別スペースを確保するなど、気持ちを落 ち着かせる配慮が必要である。

対象者	避難時の問題	避難行動時の留意点	指定避難所での留意点
特定疾患 者	<p>①自宅からの避難が困難である。</p> <p>②介護用品や医療機器の持ち出し、その後の確保が必要である。</p> <p>③服薬中断等による体調悪化が予想される。</p>	<p>①安否確認時に、安全な場所において、医療機器の継続使用が可能であるかを確認する。</p> <p>②必要物資が確保できているかを確認する。</p> <p>③付添が確保されているかを確認する。</p>	<p>①専門的治療の継続を確保する</p> <p>②医療機器が継続使用できるよう、必要物品とバッテリーを確保する。</p> <p>③医療依存の高い者には、医療機関等への移動を勧める。</p> <p>④歩行不安定者には、機能低下をきたさないよう配慮しつつ、ADLに配慮した避難場所、生活スペースを確保する。</p> <p>⑤周囲に特定疾患であることが知られないよう、十分配慮する。</p>
小児慢性 疾患患者	<p>①通常は保護者に伴われている。</p> <p>②危険を判断して行動する能力が備わっていない。</p>	<p>①避難中の生活を考慮し、適切な避難誘導を行う必要がある。</p>	<p>①歩行不安定者には、機能低下をきたさないよう配慮しつつ、ADLに配慮した避難場所、生活スペースを確保する。</p> <p>②周囲の人に小児慢性疾患患者であることが知られないよう、十分配慮する。</p>

## 2

## 福祉避難所

### (1) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所での生活が困難な要支援者の生活を確保するため、介護員等の支援が必要な要支援者を対象とする福祉避難所を設ける。福祉避難所の指定は、避難行動要支援者名簿の作成等を通じて、福祉避難所への避難が必要となる人数の推計を行い、福祉避難所を指定する。

指定にあたっては、福祉避難所に適する社会福祉施設等との間で、事前に災害時の体制や役割分担等について協議を行い、対応能力等を相互に確認した後、福祉避難所の確保に関する協定の締結を行うものとする。また、要支援者を福祉避難所へ受け入れるにあたり、福祉避難所への移動手段を持たない要支援者の移送手段や福祉避難所での業務実施について定めた「要配慮者受入委託契約」を締結するものとする。福祉避難所に適する施設がない場合には、公的な宿泊施設、民間の旅館等も候補として検討する。

なお、指定した福祉避難所を利用する場合は、あらかじめ施設管理者と十分な協議を行い、受入可能人数を把握し、本来の機能や従来の利用者への対応に支障をきたさないよう配慮を行うものとする。また、特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設を利用する場合、緊急入所への対応が損なわれることのないよう留意する必要がある。

### (2) 福祉避難所の対象者

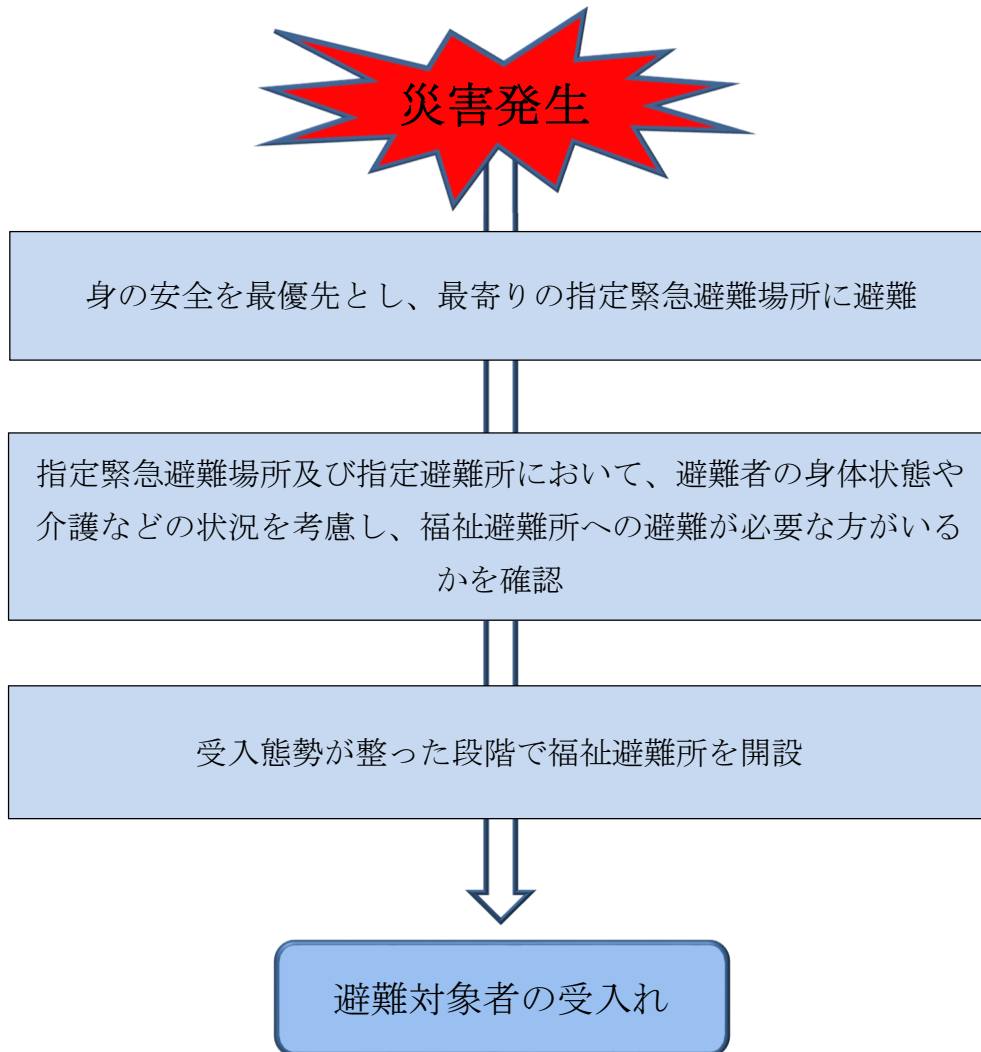
福祉避難所の対象者は、要支援者のうち、指定避難所での生活に支障をきたすため、特別な配慮を要する者で、身体等の状況が特別養護老人ホームや老人短期入所施設、医療機関等に入院、入所するには至らない程度の者とする。なお、要支援者の生活を支援する家族等も、要支援者とともに福祉避難所の対象者とする。

また、上記の対象者を原則としつつ、避難所開設員等が指定避難所での生活が困難であると認めた者についても、必要に応じて福祉避難所の利用を検討するものとする。

### (3) 福祉避難所の周知

福祉避難所の指定等を行った場合は、田辺市地域防災計画に定めるとともに、あらかじめ要支援者及び避難支援者を含む地域住民に周知し、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

◆福祉避難所への避難の流れ◆



◆市内の福祉避難所◆

施設名	
障害者支援施設	のぞみ園
障害者支援施設	第二のぞみ園
障害者支援施設	あすなろ木守の郷
障害者支援施設	あすなろ平瀬の郷
障害者支援施設	中辺路白百合学園
高齢者複合福祉施設	たきの里

## VIII 平時における地域の取組

要支援者の適切な避難誘導のため、地域において、平常時から避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりを推進するとともに、自主防災組織を中心に、要支援者への支援方法等について周知を行い、地域全体の防災意識の向上を図るものとする。

また、要支援者は、常に「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、地域の避難支援等関係者や近隣住民と日頃から積極的にコミュニケーションをとるよう心がけるものとする。

### (1) 日常活動

自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、消防団等は、地域の要支援者及び避難支援等関係者に対する情報伝達の方法や避難経路の選定など、避難支援体制をあらかじめ整備しておくものとする。

また、声かけや見守り活動を通して地域の連携を深め、要支援者の避難支援について、地域住民の協力関係を醸成するものとする。

### (2) 避難訓練

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うため、各地域で自主防災組織又は自治会等を中心とする避難訓練を実施する。

要支援者、避難支援等関係者を含む地域住民は積極的に訓練に参加するものとし、情報の伝達や具体的な避難支援方法についての確認を行う。

### (3) 要支援者への啓発活動

災害発生時において要支援者の避難支援を迅速かつ安全に行うには、要支援者自身の災害に対する備えが重要であることから、避難行動要支援者名簿作成時の訪問調査時にチラシを配布するなどの啓発活動に努め、防災意識の醸成を図る。



---

## 田辺市避難行動要支援者避難支援プラン

平成30年5月

---

発行：田辺市

編集：保健福祉部福祉課

〒646-0028

田辺市高雄一丁目23番1号 田辺市民総合センター2F

TEL：0739-26-4900

FAX：0739-26-4914

---